

申請書類作成前に必ず確認してください

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金

交付申請にあたっての注意点

1 共通事項

重要 ○ 2回目申請は、下表①、②に該当する場合のみ、令和8年1月～3月のサービス提供分を対象とします(12月提供分に係る申請はできません)。

※令和8年4月10日までに国民健康保険連合会に受理された分が対象。

対象①	令和7年12月にサービスを提供している事業所で、大規模改修や感染症まん延等のやむを得ない事情により令和7年12月の報酬が著しく低くなる場合（原則：サービス開始月）。
対象②	令和8年1月～令和8年3月31日までに新規にサービスの提供を開始した場合。

⇒ 申請対象法人は、県HPに掲載の「2回目の申請対象について」を必ずご確認ください。

重要 ○ 提出期限は、令和8年4月28日締切です（当日消印有効）。

重要 ○ 交付額は、報酬実績に基づき国保連合会の算出した額となります。

事務手続き上、申請額が国保連算出額を下回る場合、申請書の再提出が必要になります。

⇒ このため、想定する報酬額に余裕を持って請求してください。

⇒ 国保連を経由しない、障害児入所施設等において支弁した障害児施設措置費も対象となるため、当該額も含めて申請をお願いします。

○各様式に記載されている、記入方法、印刷範囲の欄外も含め、注意事項等を確認いただき作成してください。

○「電話番号」、「E-mail」欄は必ず記載してください。

2 様式第1号について

○1回目に申請済の場合には、作成済ファイルを修正し提出してください。

重要 ○ 1回目に未申請の法人は、「口座振替先 金融機関」欄に記載いただいた情報の確認のため、通帳の写しを提出してください（記載した情報が全て確認できるようコピーしてください）。

○様式1号に記載した口座を振込先口座として手続きさせていただきます。

3 様式第2号について

- 1回目に申請済の場合には、作成済ファイルを修正し提出してください。
(様式第2号裏面に補助金見込額が自動転記されるため)
- 「(確認用) 提出前のチェックリスト」等の必要なチェック項目が「○」であることを確認した上で申請してください。

4 様式第3号について

- 1回目に申請済の場合には、作成済ファイルを修正し提出してください。
- 重要** ○「交付対象月」欄は、任意月もしくはサービス開始月を選択してください。
※今回の申請は、令和8年1月～3月のみ選択可能。12月は選択不可。
- 「補助金の見込額(c)」欄は、交付額ではありません。
- 必要なチェック項目が「○」であることを確認した上で申請してください。